

外来植物に係る影響評価の仕組みの構築について(案)

1. 外来植物の影響評価の仕組みの構築の目的

膨大な種を含む外来植物の生態系等に係る被害又は被害のおそれの評価にあたっては、既存の知見を活用して効率的に評価を行うこと、評価に当たっての客観性と透明性を確保することが特に重要である。このため、外来植物の生態系等に係る被害の評価にあたっては、影響評価の仕組みを構築しつつ、これに基づく評価結果を検討に活用することとする。

なお、完成度の高いモデルの構築には一定の時間を要することが予想されることから、当面、(1) 侵入実績と気候適応性による評価、(2) オーストラリア、ニュージーランド、ハワイで利用される WRA モデルの基礎になったモデル(Pheloung らのモデル)を用いた評価の2つのモデルの適用について検討を進める。

なお、モデルの適用にあたっては、我が国の自然条件等に照らして、そのまま適用することが適切かどうかについても検証し、基準点の変更や二次評価の必要性も検討していくこととする。

2. 評価の対象

評価は、以下の4つを対象として行う。

- (1) 未判定外来生物
- (2) 世界の侵略的外来種ワースト100 (IUCN) 掲載種
- (3) 要注意外来生物
- (4) その他(国内外で被害についての知見がある種等)

3. 仕組みづくりと評価の手順

(1) 評価モデルの適用の方法

侵入実績と気候適応性による評価

WRAモデルの評価に用いられる項目のうち、「気候と分布」及び「他地域での雑草化」の項目に係る情報を評価対象種ごとに収集して評価を行う。モデルの適用にあたっては、日本の気候条件及び外来生物法において評価すべき被害の内容と、モデルの各評価項目の設定根拠との関係について検証を行い、必要に応じて項目や項目ごとの評価の重みの修正を行う。

WRAモデルの適用による評価

上記の情報に加えて、生物学的/生態学的特性について、情報を収集してWRAモデルの適用によって評価を行う。モデルの適用にあたっては、外来生物法において評価すべき被害の内容とモデルの各評価項目の設定根拠との関係について検証を行い、必要に応じて項目や項目ごとの評価の重みの修正を行う。

なお、水草に関する評価にあたっては、海外で水草に関する影響評価モデルが構築され、活用されていることを踏まえ、別のモデルの適用の可能性についても併せて検討を行う。

(2) モデルの有効性の検証

モデルの有効性の検証に当たっては、上記の検討に加えて、以下の方法によりモデルの有効性の検証を行い、本法における被害の判定に適用可能かを検証し、必要に応じてモデルの見直しを行う。

(検証の方法(例))

特定外来生物の情報に基づく評価

第二次までの選定作業で特定外来生物に指定された外来植物について、モデルの適用により被害のおそれありと判定されるかどうかを検証する。

被害をもたらさない外来生物の評価

専門家の知見等を元に、既に我が国に導入されているが、十分な管理が可能なものや野外へ逸出して定着しないもの等、被害をもたらすおそれのない外来植物について、モデルの適用を行い、被害なしと判定されるかどうかを検証する。

4. 評価結果の活用方法

当面、上記のモデルによる評価を行うとともに、その他の関連する情報等も可能な限り集積し専門家会合で蓄積してきた科学的知見と有用性や代替性等利用に係る情報を整理した個表とともに、判断の材料の一つとして活用する。評価は、特定外来生物分類群専門家グループ会合(植物)において、評価の結果と関連情報を提示して十分な議論を行い、特定外来生物に指定すべき外来植物の選定を行う。

なお、上記WRAモデルの検証及び種ごとのデータの収集に時間を要する場合には、先行して侵入実績と気候適応性による評価モデルによる評価を優先的に行うこととする。

5. その他のモデルの活用方針

(1) 代替的に利用することが可能な種の選定

各種の緑化植物の使用に当たって、代替的な植物としての利用を検討すべき外来植物等について評価を行う。

(2) 外来生物データベースの構築

評価に当たって用いた生物ごとの情報を一括して管理・蓄積し、外来植物に関する知見の蓄積や効果的な防除手法の検討に当たっての基礎情報として活用する。データの管理方法、管理者等については、我が国における植物関連のデータベースの運用状況、大学等各機関における情報の蓄積の状況等も確認し、効率的効果的なデータベース構築のあり方について検討を行う。